

## 第2回文京区リサイクル清掃審議会 会議録要旨

- I 日 時 令和4年3月15日(火) 午後3時00分～4時47分
- II 場 所 文京シビックセンター24階 第2委員会室
- III 出席者
- 【学識経験】 南部和香(会長)、谷川哲男
- 【委 員】 堀口法子、阿部貞二、渡辺新吉、内田幸久、菅原文子、村田重子、吹野公一郎、阿部沙也加、宇野高雄、石川通孝、甲野三枝子、島田浩司、田口香子、武井彩子、宮本拓
- 【幹 事】 鵜沼資源環境部長、村田文京清掃事務所長、村岡リサイクル清掃課長
- IV 配付資料 ○報告事項
- 資料第8号 第8期文京区リサイクル清掃審議会委員名簿
- 資料第9号 文京区災害廃棄物処理計画の策定について
- 資料第10号 「プラスチック分別回収」モデル事業の実施について
- 資料第11号 脱プラスチック製容器等購入費補助事業
- 資料第12号 家庭用生ごみ処理機等購入費補助事業
- (机上配付)
- 参考資料-1 冊子「ごみれば23 2021」及び[追録版]
- 参考資料-2 B u n k y o ごみダイエット通信第33号

## V 開 会

### ○南部会長

定刻となりましたので、ただいまから、第2回文京区リサイクル清掃審議会を始めさせていただきますと思います。

ここ数日は暖かくなってまいりまして、皆様、いかがお過ごしでしょうか。しばらく前回から間が空いてしまいましたけれども、この時期の卒業、入学のシーズンと同じように、また気持ちを新たにいろいろ審議をしていきたいと思っていますので、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

では、初めに本審議会は、会議録作成のため、発言を録音いたします。よろしくお願いいたします。また、今回も皆さんの机にあるマイクを使って録音いたしますので、ご発言の際には挙手の上、必ずお手元のボタンを押してからご発言いただき、発言終了後にもボタンを押していただきますようお願いいたします。

次に、委員の交代がありましたので、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（村岡） 事務局よりご報告いたします。今回、1名の委員の方が交代されました。委嘱状につきましては、本来であれば区長が直接お渡しするところがございますが、前回同様机上配付に代えさせていただきます。

それでは、私から新しい委員をご紹介します。配付しております資料第8号の名簿をご覧ください。名簿の13番目に記載しております文京区立小学校PTA連合会様からご推薦をいただきました駒本小学校PTA会長の宇野高雄委員でございます。

事務局からは、以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。それでは、新しく委員に着任されました宇野委員から一言お願いいたします。

○宇野委員 今ご紹介いただきました、文京区立小学校PTA連合会から推薦を受けてまいりました宇野と申します。駒本小学校のPTA会長をやっております。途中参加ですので、いろいろと至らない点もあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○南部会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会の成立の報告と資料確認について、事務局からお願いいたします。

○事務局（村岡） 本日、ご出席いただいております委員の数は17名でございます。委員の定数の2分の1以上ご出席いただいております。したがって、条例第77条の規定によりまして、

審議会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日、必要となります資料は、事前にお送りしておりますが、資料第8号から第12号までございます。資料第8号が文京区リサイクル清掃審議会委員名簿、第9号が文京区災害廃棄物処理計画の策定について、第10号が「プラスチック分別回収」モデル事業の実施について、第11号が脱プラスチック製容器等購入費補助事業、第12号が家庭用生ごみ処理機等購入費補助事業となります。

それから、参考資料といたしまして、チラシ等を机上に配付させていただいております。参考資料の一つ目が、「B u n k y o ごみダイエット通信第33号」になります。参考資料の二つ目といたしまして、冊子「ごみれば23 2021」とその追録版になっております。

机上配付の資料は、以上でございます。

また、「モノ・プラン文京」の冊子も必要となりますが、皆様お手元にごございますでしょうか。もしないようでしたら、挙手していただければと思います。

では、事務局からは以上でございます。

○南部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

最初の文京区災害廃棄物処理計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（村岡） それでは、配付しております資料第9号に基づきまして、ご説明させていただきます。

昨年10月の第1回本審議会におきまして、素案としてご説明させていただきました災害廃棄物処理計画が完成いたしましたので、その概要等についてご説明するものでございます。

ご説明させていただいた後に、疑問点や今後の改善点などお気づきのことがありましたら、ご意見をいただきたいと考えております。

なお、説明時間はおおむね15分弱を予定しております。

それでは、ご説明に入る前に簡単に概要を説明させていただきますが、まず、文京区では災害対策といたしまして、防災課を中心として地域防災計画や避難所運営マニュアルなど、事前に定めておくべき計画を整備しているところでございます。

皆様ご存じのとおり、災害対策は平常時からの備えが大切でございますが、この災害廃棄物処理計画は、首都直下地震などの災害が発生した際に発生します壊れた家具やがれきなどの災害廃棄物をどのような体制で収集し、処理していくのかなどを事前に定めておくものでございます。

また、これにより災害発生時に迅速な廃棄物処理を行いまして、早期の復旧、復興を目指していくものでございます。

なお、本日は、時間の関係上、資料第9号に記載のとおり、策定の経緯をご説明し、その後、本計画の策定に当たって区民の皆さんからいただいたご意見の結果及び本計画の概要についてご説明したいと思っております。

それでは、改めまして資料第9号をご覧ください。まず、策定の経緯についてですが、本計画を策定するに当たり、区の職員で構成されます策定委員会で4月から議論を積み重ねてまいりました。その後、区議会に9月、11月、2月と3回報告するとともに、12月から1月にかけて本計画に対して、区民の皆様からパブリックコメントをいただいております。

また、本計画を策定するに当たりまして、全国の被災地で災害廃棄物処理の経験をしております本区の清掃職員にヒアリングを行い、災害廃棄物処理の記録として取りまとめたところでございます。

これらを踏まえ、文京区災害廃棄物処理計画を策定いたしました。

次に、パブリックコメントの結果についてでございます。資料に記載しておりますとおり、12月6日から1月5日の1か月間、意見の募集を行い、3人の方から計9件の意見が寄せられました。

寄せられた意見及び区の考え方につきましては、本日は時間の都合上、ご説明を省略させていただきますが、お時間があるときに資料第9号の別紙1をご覧くださいいただけますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、本計画の概要についてご説明いたします。資料第9号の別紙2をご覧ください。

なお、この別紙2の各タイトルの後ろに記載しております括弧内のページ数ですけれども、これは別紙3の該当ページをお示ししております。例えば、別紙2の1ページの上から2行目の目的の後に（P1）と記載しておりますが、別紙3の1ページに同じ内容が記載されていることを表しております。別紙2は、この概要版となっております。

別紙2に沿って主なポイントをご説明させていただきます。

別紙2の2ページ目をご覧ください。廃棄物の種類につきまして、がれきから産業廃棄物までの7種類に分類し、その概要を整理したところでございます。

また、この計画を策定するに当たりまして、地域防災計画で定めております被害想定を基に災害廃棄物の発生量を推定しているところですが、地域防災計画で定めております被害想定とは、東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震が、冬の夕方6時に発生したときを前提としております。このような地震が発生した場合、区内では約103万トンのがれきが発生するものと推計しております。

次に、3ページ目をご覧ください。ここでは、災害廃棄物を仮置きするための場所である仮置場の種別、定義、設置主体等を整理しております。仮置場は、収集、運搬した災害廃棄物を最終処分場に搬入するまでの間、適切に保管しておく場所ですが、幾つか種類がございまして、その種別ごとにご説明いたしますと、まず一番上に記載しております応急集積場所でございます。

応急集積場所は、救助活動や道路啓開等によりまして、主に民有地から発生するがれきの一時的な置場として設置するもので、被害の甚大な地域や道路啓開現場付近に設置いたします。

なお、道路啓開とは、道路上におきまして、緊急車両等の通行のため、早急に最低限のがれき処理を行い、簡単な段差修正等により救援ルートを確保することです。

次に、地区集積所についてでございます。道路啓開によって発生したがれき以外にも、一部損壊家屋のがれきや家財道具などの片付け作業に伴う片付けごみが排出されます。片付けごみにつきましては、通常のごみ収集体制では収集、運搬することができないため、区民の皆さん自らが分別、排出していただき、地域で一時的に保管する集積場所が必要となってまいります。そこで、区民の皆さんが自らがれきや片付けごみを排出する仮置場として地区集積所を設けます。地区集積所は、主に区立公園や児童遊園等を中心に設置を考えているところでございます。

また、この地区集積所については、地域活動センターの管轄ごとに1か所以上の確保に努めていきたいと考えております。

次に、一次仮置場についてでございます。先ほどご説明いたしました応急集積場所及び地区集積所に排出されました災害廃棄物を、区が収集、運搬しまして分別・保管する仮置場として、区内の大規模なオープンスペースを中心に設置いたします。なお、現時点では、この一次仮置場は小石川運動場を想定しております。

次に、二次仮置場は、23区の各区で仮置きしました災害廃棄物を集積、分別し、処理するための間保管する仮置場で、23区で幾つか場所を設けてまいります。現時点では、まだ具体的な場所は決まっておりませんが、23区の担当で協議を進めているところでございます。

災害廃棄物処理の大まかな流れにつきましては、3ページの下段にお示ししておりますが、処理の流れの詳細につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に、4ページをご覧ください。ここでは、先ほどご説明いたしました応急集積場所及び地区集積所から災害廃棄物を搬入し、保管するための一次仮置場のレイアウト例を示しております。一次仮置場では、分別の徹底が速やかな災害廃棄物の処理へつながりますので、災害廃棄物の搬入時にこのページに記載してあるとおり分別し、保管してまいります。

なお、原則といたしまして、この一次仮置場には、区民の皆さんが直接災害廃棄物を持ち込む

ことは想定しておりませんので、区民の皆さんは先ほどご説明した地区集積所に廃棄物を出していただきたいと考えております。

次に5ページ目をご覧ください。5ページから7ページに廃棄物の種別ごとの具体的な処理の流れや責任主体を記載しております。5ページのがれきや片付けごみの流れでご説明いたしますと、片付けごみについては、発災後、区民の皆さんが自宅で自ら分別していただいた上で、地区集積所に排出していただきます。その後、地区集積所に保管された災害廃棄物を区が一次仮置場に運搬いたします。この一次仮置場は、先ほどの4ページに記載してあるような廃棄物の種別ごとに分別し、保管してまいります。

また、5ページの右上にあります。道路啓開等によって発生したのがれきは、一時的に応急集積場所に集めまして、先ほどと同様に一次仮置場に運搬し、保管してまいります。

このように一次仮置場に保管された片付けごみやがれきなどの災害廃棄物は、23区内に数か所設置される予定の二次仮置場に運搬した後、最終処分場へ運搬していく流れとなっております。

また、廃棄物の収集運搬から最終処分までの過程で責任主体が異なってまいります。5ページのイラストの右側に書いてありますが、区の責任で実施すべきこととしては、地区集積所や応急集積場所に排出された災害廃棄物を一次仮置場まで運搬、保管し、それを二次仮置場や破砕等処理施設に搬入するまでになります。その後、清掃一部事務組合の施設等で中間処理を行い、東京都が管理する最終処分場に搬入するという流れで、災害廃棄物の処理が進んでいくこととなります。

廃棄物の種別ごとの基本的な流れやそれぞれの責任主体については、5ページのがれき・片付けごみと同様に6ページに記載しております。避難所ごみ、7ページのし尿処理についても同様に整理しているところでございます。

最後に、8ページ目をご覧ください。8ページ上段には、風水害時の災害廃棄物の特徴等としまして、水分を多く含むものや土砂が付着した廃棄物などの収集運搬時の注意点などについて整理しております。

8ページ下段では、区民等への周知について、発災後の時期の区分に応じた広報内容や広報手段を整理したところでございます。

以上が、災害廃棄物処理計画の概要となります。計画の全文につきましては、資料第9号の別紙3にあるとおり、90ページで構成されているものでございます。こちらについても、お時間があるときにお目通しいただければと思います。

特に、別紙3の85ページから90ページは、文京区の清掃職員が各被災地で行った災害廃棄

物処理の記録を取りまとめたものになっております。読み応えがある内容になっているかと思えますので、お時間があるときにご覧いただければ幸いです。

資料第9号のご説明は以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。

では、資料第9号につきまして、何かご意見、ご質問があれば、どうぞ挙手なさってください。先に挙げた吹野委員から。

○吹野委員 東京ドームの吹野です。ご説明ありがとうございます。

パブリックコメントの募集についてはどのように周知したのかという質問です。1か月間で3名の方からのご意見ということで、あくまで個人的な感覚ですが少ないかなと思ひまして、もしかしたら目に触れづらいとか、分かりづらいところにあったのかと思ひ、ご質問させていただければと思ひます。

以上です。

○事務局（村岡） パブリックコメントの周知につきましては、文京区のホームページ、公式ツイッター、SNSなどを使って周知しております。そのほかにも、区役所の2階にあります行政情報センターや区内9か所にあります地域活動センター、区立図書館などで周知しております。また、区報にも掲載しております、結果として1か月間で3人の方から計9件の意見でございました。同じ時期にほかの様々な区の計画のパブリックコメントを実施しておりますが、計画によっては多くの意見が寄せられたものもありますし、そうでない計画もあり、3人から9件というところが結果としては落ち着いたところでございます。

○南部会長 ありがとうございます。

では、甲野委員、どうぞ。

○甲野委員 公募委員の甲野です。

新型コロナウイルス流行前、防災訓練を地域でやっていたときに、防災拠点でマンホールを使ってトイレにするところまでは訓練しましたが、その後のし尿の処理については全く話が出ていなかったと思ひ、今後は、防災士の方たちなどと災害廃棄物の処理について話し合い一緒に進めていく必要があるのかなというところをお聞きしたいと思ひました。

○事務局（村岡） 区が主体の防災訓練と、地域の方が主体の防災訓練とあると思ひますが、区が主体の訓練では、携帯トイレやマンホールトイレの組立て訓練などを行っていますが、地域の方主体の訓練の場合は、そこまではなかなか手が届いていないのかなと思ひております。

今回この災害廃棄物処理計画が固まりましたので、年4回の区が主体の訓練に参加して、し尿

処理の流れについても周知していきたいと思っております。地域の方が主体の訓練についても、ご要望があれば我々が出向いて、工事現場にあるような仮設トイレやマンホールトイレ、携帯トイレを使った尿の処理の仕方などを理解していただくために一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○南部会長 ありがとうございます。

堀口委員、どうぞ。

○堀口委員 災害時に区では在宅避難が推奨されていて、各避難所はありますけども、実際に収容する人数は少ない。ですから、マンションが多い地域でもあり、在宅でもって避難することが多くなると思うんです。そのときに、し尿の収集が一番の問題点であると思うので、区民にこうなった場合にはこうしてほしいとか、こうやっていくことが大事だということの事前の周知は早く、またきちんとやっていってほしいと思いました。

また、実際にマンションの中で取り残された場合、トイレをどうするのか。私は介護の経験があるのですが、大人のおむつはあっという間に膨大な数と重さになっていくと思います。携帯トイレも恐らくそれに準ずるものであるとすると、災害時3日間は各家庭でどのように処理して保管するのが一番よいのか、具体的に考えていかななくてはならないと思いました。

マンホールトイレのことが書かれていますが、もし本当に地域の中で増えていくのであれば、安心の一つの糧になるかなと思いました。包括センターの地域ごとに避難所の近くとか、避難所ではなくて、むしろ地域の中にマンホールトイレがこことここにありますがというような設置が急いでできればいいかなと思っております。

それから、下水道が使用できるかどうかの周知というのは、どのようにされるものなのか伺いたいです。

○南部会長 堀口委員、始める前にお名前を言っていただけますか。次からで結構ですので、よろしく願いいたします。

○事務局（村岡） 現時点では避難所の収容人数は約4万人というところですが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて在宅避難を呼びかけているところです。防災課からも周知しておりますが、家庭での携帯トイレの備蓄は1日1人当たり5回分を最低3日、できれば1週間分の備蓄を推奨していますので、引き続き呼びかけていく必要があると思います。家庭で携帯トイレを備蓄している方は現時点では少ないかと思いますが、下水道が壊れて使えない場合も携帯トイレがあれば一時的にはしのげますので、家庭での携帯トイレの備蓄を呼びかけていきたいと思っております。

それから、使用済み携帯トイレの捨て方については、通常、ごみ集積所に排出していただくこ

とを想定しておりますけれども、一般的な生ごみとは別の袋に入れていただいて、少し脇に避けた形で出していただければと思います。災害が起きたときの生ごみの収集、処理の仕方と、し尿等の収集、処理の仕方というのは異なってまいりますので、一般の生ごみとは分けてごみ集積所に出していただきたいと思っております。

それから、マンホールトイレにつきましては、現時点で各避難所については最低1か所ありますが、例えば公園では、再整備の工事をするときに設置できる条件であればマンホールトイレを設置しています。江戸川公園の入り口のところにもありますし、六義公園や大観音児童遊園にも設置されているかと思えます。そういった公園や区有施設で可能なところについては、設置を進めているところでございます。

それから、下水道が使えるかどうかという周知につきましては、文京区は下水道事業を持っておりません。東京都が管轄になりますので、東京都の下水道局から連絡をもらう段取りになっております。今、文京区で災害情報システムの再構築を進めておりまして、4月から新しいシステムの運用がスタートするわけですけれども、そのシステムの中でも東京都の下水道局のシステムと連携しておりますので、その中で情報は周知していきたいと思えますし、各避難所や地域活動センターの掲示板などのアナログな方法でも周知していきたいと考えております。

○南部会長 村田委員、どうぞ。

○村田委員 村田です。

これだけの処理計画ができているのを区民にどのように知らせるかということについて、訓練のときと先ほどおっしゃっていましたが、町会の役員会みたいなところに区のほうから出向いて説明するとかはなさらないんですか。

○事務局（村岡） 防災訓練にも出向いて周知してまいります。それに加えて、来年度、分かりやすくパンフレットにまとめまして、それを基に区民に周知を図ってきたいと思っておりますし、各町会や避難所運営協議会などに出向いて行って、一緒に理解を深めていきたいと思っております。

○南部会長 武井委員、どうぞ。

○武井委員 ありがとうございます。武井です。

今、皆様がお話になっていた部分とも重なる部分があるかと思うのですが、まず、すばらしい処理計画が出来上がっていたことに非常に感動したとともに、職員の皆さんが各地域に出向かれたご感想や申し送り事項を書いてくださったこと、本当にありがたいと思えました。東日本大震災の部分なども、非常にありがたく拝読いたしました。その学びが非常に活かされている計画だ

と思いました。

皆さんがおっしゃっていたように、区民への周知ということで、12ページと62ページにお書きいただいておりますが、実際に区民が自分はどこから情報を受け取るのかというような図があると、自分はこの場合はここに情報を取りに行けばよいということが分かり、ご高齢の方やお一人暮らしの方もありがたいのかなと思いました。

ちょうど震災の時期だったので実家とも話したのですが、下水が無事でトイレが流せるということが非常に重要だと聞きましたので、暖かくするとかご飯はガスコンロで炊くなどはいろいろできますが、まず下水が使用できるかどうかという確認がすぐできるとよかったです。

夫の実家は下水が使用できなくなりトイレが流せなかったそうで、地区によって差が出てくると、その周知の方法がとても重要になると思って拝読いたしました。

それから、この審議会が災害発生時に何かお役に立てることがあるのかというのを伺いたしたいと思います。

**○事務局（村岡）** 区民周知につきましては、繰り返しになりますがいろいろな手段を使って周知に努めていきたいと思っております。当然、区のホームページやSNSでも発信していきましますし、災害時には臨時災害FM放送局が立ち上がりますのでラジオでの周知、防災メールなどでも周知していきたいと思っております。先ほど申し上げました新しいシステムの運用が始まりますので、その中でも周知に努めていきたいと思っております。

それから、災害発生時のこの審議会の役割についてですが、災害発生時は審議会委員の皆様も当然被災者になりますので、審議会として災害時に何かアクションを起こすということは今のところ予定しておりませんが、災害廃棄物処理の方法について、皆さんに教えていただく役割を担っていただければ、我々としては非常にありがたいと思っております。

**○南部会長** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。宇野委員、どうぞ。

**○宇野委員** 小学校PTAの宇野でございます。

概要版のほう、資料第9号の別紙2の3ページで仮置場の類型の上から3番目一次仮置場のご説明の中で、計画の中にはそこまで具体の記載はなかったかと思いますが、小石川運動場を想定されているというお話がございました。計画本編78ページに1万平米ある文京区内の公園等が記載されていて、その中にも小石川運動場が入っていますが、小石川運動場の面積が1.42ヘクタールなので必ずしも一番広いというわけではないのかなと思っておりますけれども、選定の理由をお伺いしたいというのが一つです。

あともう一点が、災害の際には、受援という観点で、恐らく人的なボランティアの方がいらっしゃったりとか、物的な支援というのもいろいろ来るかと思います。そういったところとの兼ね合いがどういうふうに計画の中に視点として入っているのかという、その2点をお伺いできればと思います。

○事務局（村岡） 一次仮置場は小石川運動場を想定しておりますが、そのほかの比較的広い公園、例えば教育の森公園や大塚公園については、応急仮設住宅の候補地にも選定されているところで

す。小石川運動場は、仮設住宅の候補地にはなっておりませんので、現時点では一時仮置場として想定しています。大塚公園や六義公園、教育の森公園については、仮設住宅の候補地になっておりますので、被害状況に応じて仮設住宅が必要ないという判断に至ればそこも一次仮置場の候補にはなろうかと思えます。

それから、受援との兼ね合いでございますが、概要版の5ページ目のがれき・片付けごみの流れを示しておりますけれども、網かけしている矢印の部分につきましては、受援で対応してもらう作業を示しております。

この災害廃棄物処理計画とは別に、文京区は受援応援計画というものがあまして、どういった業務について受援するかを整理しておりますので、それに基づいて災害廃棄物処理計画も策定したものでございます。

○南部会長 ありがとうございます。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 公募委員の島田です。

2点あるのですが、一つは、これは文京区の災害廃棄物処理計画なので、区が何をするかということが書いてあります。そういう意味でとてもすばらしい計画ができていて、例えば思い出の品も保管して、区民の方にお返しするというのも盛り込まれています。ただこれは計画だから仕方がないのですが、その先に、実施マニュアルみたいな話が出てくるのかなというふうに思っていたのです。

これはあくまで区がつくっているものなので、区が一次仮置場をつくって、それを設置、運営して地区別に廃棄物を処理するということがメインに書かれているのですが、区民の目線からすると、やはりトイレの話が出てくるので、そういう区民目線的な実践マニュアルみたいなものと、文京区として何をするかという実践マニュアルみたいなものと二つがあるといいのかなと思います。

もう一つは質問ですが、し尿の件で、別紙の3の72ページの一番上(4)にし尿と書いてあって、断水率が38.5%になっています。私もマンションに住んでいるので在宅避難になるのですが、文京区全域の38.5%しか断水しないというのであれば、意外とトイレが使えるのかなというふうに思いましたがいかがでしょうか。

○事務局(村岡) まず、1点目の実践マニュアルのようなものについてですが、先ほどお話しした来年度のパンフレット作成に当たって、区民の方が実際どうすればいいのかというところに主眼を置いて作成に取り組みたいと考えております。

それから、断水率につきましては、平成24年に作成しました東京都の被害想定断水率から抜粋した数字ですが、その当時から大分耐震化が進んでいると思いますので、断水率については、38.5%から変化しているかと思えますし、下水道の耐震化率も上がっております。

ただ、マンションだったり、戸建ての住宅の中の民地の中の下水管の破損というところについては、なかなか計算に盛り込めていない状況です。今年度、東京都のほうで新しい被害想定に基づいたシミュレーションを行っておりますので、その新しい結果を見て改定すべきところについては改定していきたいと思っています。

○南部会長 パンフレットの内容について、私たち委員は事前に見ることはできますか。区が知らせたい内容と皆さんが知りたい内容は必ずしも一致しないことがありますよね。ご意見をいただいて、うまく盛り込めるチャンスがあるといいと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局(村岡) 来年度の審議会のスケジュールに合わせて、もし内容が確定する前にお示しできるタイミングがあれば、なるべく皆さんに見ていただいて意見をいただいて、それを反映した上で確定させていきたいと思えます。

○南部会長 そのときはぜひよろしく願いいたします。

では、次のお話に移っていききたいと思いますので、資料の第10号プラスチック分別回収モデル事業の実施について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局(村岡) 資料第10号に基づいてご説明させていただきます。

先ほどの災害廃棄物処理計画と同様、10月の第1回審議会でも少し議論になりましたが、プラスチックの分別回収モデル事業についてご説明申し上げます。

初めに、現在、可燃ごみとして出しているプラスチックごみについて、令和元年度に調査したところ、可燃ごみの約15%がプラスチックということが分かっております。

また、昨年度改定いたしました、皆さんのお手元にありますモノ・プラン文京におきまして、プラスチックごみの削減を重要施策と位置づけまして、今後重点的に取り組んでいくこととして

おります。モノ・プランの34ページに記載しているところでございます。

そこで、区といたしましては、今後、びん、かん、ペットボトルなどの資源として出していただいている品目と同様にプラスチックも資源として回収し、リサイクルしていく方法を検討しております。その検討段階の一つとしまして、今回ご報告いたしますプラスチックの分別回収がございませう。

この分別回収に関する検討を行うに当たり、すぐに文京区全域でプラスチックの分別回収を始めるのではなくて、一部の地域でモデル的に実施し、様々な課題を検証した上で今後の方針について判断していきたいと考えております。

さらに、このモデル事業を実施するに当たっては、ご協力いただけるモデル地区となる町会・自治会を募集させていただいているところでありまして、町会の皆様のご理解、ご協力をいたたくとともに、連携しながら今後のリサイクル行政に関する貴重なデータを収集させていただきたいと考えております。

次に、このモデル事業をなぜ行うのかということについてですが、昨年の6月に「プラスチック資源循環促進法」という法律が制定され、来月令和4年4月から施行される予定でございませう。

この新法におきまして、区市町村がプラスチックを分別回収し、リサイクルすることが努力義務として定められたものでございませう。これを受けまして、区で今後の対応を検討し、先ほどご説明したプラスチック分別回収のモデル事業を行うことといたしました。

このモデル事業を実施するに当たりまして、繰り返しになりますが、ご協力いただけるモデル地区となる町会・自治会を募集させていただいているところでございませうが、幾つかお問合せをいただいておりますが、現時点ではまだ確定しておりませう。

次に、モデル事業の概要についてご説明いたします。

まず、2の(1)に書いております実施時期については、令和4年10月から令和5年2月までの5か月間とし、(2)モデル地区の規模は2町会、約1,200世帯程度と想定しております。なお、多くの町会・自治会の皆さんにご協力いただける申出をいただいた場合は、収集効率や地域バランス等を勘案し選定させていただきたいと考えております。

次に、(3)回収品目は記載のとおり「プラスチック使用製品廃棄物」としております。いわゆるプラスチックごみのこととございませう。イメージとしては、イラストの左側に書いてありますとおり、お菓子の空き袋やシャンプーなどの空きボトル、カップ麺の容器など、いわゆるプラマークがついているプラスチック製容器包装。それからイラストの右側に書いてありますプラマークがついていないプラスチック製品、例えば洗面器やハンガー、バケツなど、ほぼプラスチック

ク100%でできた製品を回収対象としたいと考えております。

次に、裏面をご覧ください。（４）回収頻度・方法については、モデル事業の実施期間中、モデル地区のみプラスチックの回収日を新たに設定したいと考えております。現在、日曜日を除く月曜日から土曜日までごみや資源の回収を行っておりますが、地域によって曜日は異なりますが、週2回から3回は何も回収がない曜日がございます。

その何も回収がない曜日にプラスチックの回収日を新設して、モデル地区の町会の皆さん方に区が配付するごみ袋にプラスチックごみを入れていただき、通常使用されているごみ集積所、またはマンション等であればごみ保管場に捨てていただきたいと思います。その後の収集の流れについては、可燃ごみ等のごみ収集と同様です。

イメージといたしましては、例えば資料に記載している地域でいえば、水曜日と土曜日が可燃ごみの収集日になります。月曜日が資源回収と設定されている地域で、不燃ごみが第2、第4火曜日という地域があるとすれば、その週の木曜日と金曜日は何も回収がない日となりますので、そのどちらかにプラスチックの回収日を設けさせていただこうと考えております。

また、繰り返しになりますが、その他といたしまして、プラスチックを捨てていただく袋については、区が配付させていただきたいと考えております。

以上がモデル事業の概要でございますが、今後の文京区の重要な事業と考えておりますので、審議会委員の皆さんから本モデル事業や、プラスチックごみに対する今後の考え方、もしくはこうしたほうがいいのではないかとというような様々なご意見をいただいきたいと考えております。

資料第10号のご説明は以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。

では、この資料第10号について、ご意見、ご質問がありましたら、ぜひ挙手をお願いいたします。

甲野委員、途中でお帰りになってしまうので、先に。

○甲野委員 申し訳ない、公募委員の甲野です。

プラスチックに関しては、新聞等ですっと取り沙汰されていて、これだけ便利なものが浸透してしまったのでなくなりそうもないという話が多々出ています。今回、回収袋は区が配付することになっていますが、今後、ごみを減らす目的で、文京区というか東京都はごみ袋を有料化する考えはないのかお伺いしたいと思いました。

○事務局（村岡） ごみの有料化については、多摩地域では有料化しておりますが、23区内では

まだ有料化に至っていない状況でございます。

有料化するに当たっては、文京区が単独で有料化を始めるというのはなかなか困難でございます。もし有料化するとすれば23区一斉にスタートさせる必要があると思っております。といいますのも、仮に文京区だけ有料化した場合は、文京区に隣接する区にごみを捨てに行く不法投棄が発生するだろうと思われ、有料化を逃れるための不適正な排出も増えるのではないかと考えますので、ある程度23区全体で足並みをそろえる必要があると思っております。

また、有料化に対する区民の皆さんの意識も大分変わってきている現状がございます。平成26年に調査したときは、有料化については約16%の方がいいんじゃないかとお答えになりましたけれども、令和元年度の調査では25%まで上がっていて、変化が見られます。

それから、東京湾にあります最終処分場は残り50年というふうに使われていくので、そういったことも考慮しながら有料化については23区で足並みをそろえて協議していきたいと思っております。現時点ではまだ話題には上がってきておりません。

○南部会長 ありがとうございます。

では、武井委員、どうぞ。

○武井委員 ありがとうございます。武井です。

4月からの法制化に非常に期待しております。区民としてぜひ文京区のこのモデル事業を応援したいと思っております。

今、モデル地区の募集が始まったところだと思いますが、ぜひ、もっと周知していただきたいと思っております。私も初めて存じ上げたものですから、きっと参加したいという方がいらっしゃると思われ、もしいかなかったら、私も含め審議会委員の皆さんで町内会長にお声がけいただくなどご協力いただいて、まずはこのモデル事業をなるべく多くの地域で成功させられればと思っております。

区長の所信でもゼロカーボンシティを掲げていらっしゃいますし、2050年脱炭素に向けて、ぜひ減らせるところは減らして、リサイクルして、またそれがさらに収入源になる状況に少しでも近づけるようにしたいと個人的にも思っておりますので、みんなで頑張りたいと思っております。

○事務局（村岡） 町会の皆さんに先月、募集の案内をさせていただき、幾つかお問合せをいただいているところでございますが、今後も必要に応じて詳しい説明をしていきたいと思っております。

このモデル事業実施に当たりましては、なかなかコストがかかる事業でございます。このモデル事業を通じて回収方法や分別の基準、温室効果ガスの削減効果、費用対効果などの課題を整

理、検証した上で導入の是非を判断していきたいと考えております。

これを売却して売却益を上げるというところまでは難しいのかなと思っておりまして、コストがかかるがゆえに二の足を踏んでいる自治体もある状況ですので、見極めていきたいと思っております。

○南部会長 村田委員、どうぞ。

○村田委員 村田です。

プラスチック使用製品廃棄物の絵の中にあるボトル類というのは、たしか地域活動センターで集めていると思います。それがどういう方法でどこに行くのかというのは分からないのですが、歯ブラシについて、歯磨き粉のライオンという会社では各小学校に声かけをして、家庭で使った歯ブラシを小学校で集めて、再利用するというところを行っているそうです。

去年、エコプロダクツに見学に行ったときに、文京区でも行ってほしいというような話がありました。ボトル類や歯ブラシなど集める物を限定すると、小学校へ家庭にたまった家族分の歯ブラシを持ってくるというやり方があると思います。こうやってまとめて集めると、その先どうなるのかという心配はありますが、いかがでしょうか。

○事務局（村岡） シャンプーボトルや食品トレイについては、拠点回収と呼んでおりますが、地域活動センターなどで拠点回収を行っておりまして、年々回収量は増加しているところでございます。区民の皆さんにも一定程度この拠点回収というものが浸透してきているのかなと感じております。

小学校等で品目を絞って回収することにつきましては、学校との協議も必要となりますし、回収した後のリサイクルの流れについても協議が必要となるので、今すぐにとというのはなかなか難しいのかなと思っております。小学校に通われる児童のご家庭にも一定程度ご理解をいただく必要があると思いますので、こういった回収の方法があるのかについては引き続き研究していきたいと思っております。

○南部会長 田口委員、どうぞ。

○田口委員 田口です。

この資料の中で、区が配付する回収袋は45リットルということですが、細かい話ですが45リットルが1週間でいっぱいになるのかと考えると少し大き過ぎるかと思うのですが、いかがでしょうか。我が家だと恐らくいっぱいにならずに何週間も保管することになると思うので、サイズを検討していただけたらと思います。

それから、新しいことを行うときに、いろいろな質問事項が出てくると思うのですが、それを

簡単に1枚ぺらの案内のようにして、よくある疑問をまとめて、次に実際行うときに皆さんが取り組みやすいよう何か方策を考えていただけたらと思います。

あとは、税金が安くなるなどすれば皆さんどんどん取り組むと思いますが、今、説明を聞いている限りでは、持ち出しはあっても入りはないという話なので、モチベーションにつなげるためには環境のためになるなどみんなが取り組んでもいいかなと思うようなことを簡単に記載した紙を集積所に貼っておくとかするといいと思っています。

また、小さいスーパーの袋に入っているごみをさらに大きいごみ袋に入れて、きれいにまとめて捨てているマンションが結構あります。私は、ごみの過剰包装じゃないかと思っているんです。恐らく、マンションとしては見栄えやごみ収集の人が持っていきやすいようにとまとめていると思うのですが、ほんの数時間のためだけにごみ袋を何枚も捨てていることになります。それは、区としては実際収集する方にとってありがたい話だからいいと思っているのか、ばらばらで出してもよいのか。ばらばらで出してもよいのであればそれを周知すれば、区民も行動を変えやすいと思いますがいかがでしょうか。

○事務局（村岡） ごみ袋の大きさにつきましては、一応45リットルで設定していますが、30リットルがいいのか10リットルがいいのかということについては、必要に応じて検討していきたいと思います。

また、モデル事業の結果のアンケートにつきましても、この審議会委員の皆さん方にお示しし、ご意見をいただいて、今後のリサイクル行政に反映したいと思っておりますので、分かりやすくまとめたいと思っております。

それから、この事業の実施に当たってパンフレットを作成しますが、この事業のメリットや意義などを盛り込んでいきたいと思っております。

最後にごみの過剰包装の件ですが、収集する立場としては大きな袋にまとめていただいたほうが収集効率がいいのは間違いありませんが、当然ばらばらに個別の袋で出していただいても回収しますので、どちらかを推奨しているわけではありません。ごみの過剰包装についての周知は、今後の課題とさせていただきます、こういった方法があるのか考えさせていただきたいと思います。

○南部会長 先に手が挙がっていましたので、宮本委員どうぞ。

○宮本委員 公募委員の宮本です。

まず可燃ごみの15%がプラごみだというデータを示していただきましたが、サーマルリサイクルということで、可燃ごみとしてプラスチックを燃やすことによって熱を得るというリサイクルができています。それから、私は公募委員に応募したぐらいですから一応自分では意識

が高いほうだと思っているのですが、会社の人間に紙はリサイクルしてくれと言うと、レシートが混じっているとただのごみになる、ペットボトルにラベルがついたままだとただのごみになるなどと言われてしまいます。紙の資源ごみの中にレシートを混ぜないとか、ペットボトルのラベルは剥がすなど正しい知識が指針として示されるといいと思います。

あとは今回のモデル事業ですが、町会に限らず小学校やマンションの管理組合、スーパーマーケットなどをお願いする方法もあるかと思います。

○事務局（村岡） ごみや資源の排出の指針等について、事業者から排出されるごみについては、区では回収していないので、恐らくごみ回収業者の方と契約されているかと思います。その回収業者の方にそれぞれパンフレットがあり、それを元に社内でごみ分別を周知徹底している事業者がほとんどでございますので、契約している回収業者の方にお尋ねいただくのが一番いいかと思っておりますし、区が回収する家庭ごみについては、様々なパンフレットをご用意しております。

また、小学校や中学校などから出るごみについても事業者から出るごみということで区が収集する対象から外れるため、学校単位というのは今のところ考えておりませんが、マンション単位については文京区の住宅の7割から8割はマンションですので、連携していくことは非常に重要だと思っております。モデル事業を通じて、モデル地区の中にもマンションがあると思っておりますので、データを見ていきたいと思っております。

○南部会長 ありがとうございます。では、島田委員のご意見を最後にして、次の議事に移りたいと思います。どうぞ、島田委員。

○島田委員 公募委員の島田です。

このプラスチック分別回収モデルは、文京区でしか行っていないんですか。

○事務局（村岡） はい、文京区内で行う予定にしています。

○島田委員 それを前提とした上で、文京区が、プラスチック資源循環促進法に沿って行うわけですが、例えば、ほかの23区とか、ほかの自治体、日本全国がこの事業をある程度参考にすることもあるのかなと思っていたのです。法律にもなっていますので、これがモデルとしてうまくいけば、文京区モデルのような全国に展開できる話になってきますので、そういう目線で、これを実際どのように評価するか、全国によい事業だということを知らしめるような評価の仕方というのを今のうちから考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思っております。

○事務局（村岡） プラスチックを資源として回収することについては、23区でいえば、実はもう既に12区が実施済みで、まだ実証していないものの北区は直近で取りかかる予定と聞いております。特に文京区が先進的な取組をするというわけではなく、どちらかという他区を取組を

参考に実施していくという流れになります。文京区の地域特性は他区と比べて異なる点がありますので、そういった点を踏まえて評価していきたいと思っておりますし、リサイクル方法はマテリアルリサイクルやケミカルリサイクル様々ありますので、リサイクル方法はどれが一番文京区に適しているかなども評価していきたいと思っております。その際は、また本審議会委員の皆さんにもご意見をいただきたいと思っております。

○南部会長 ありがとうございます。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 谷川です。

今皆さんから話を聞いていて、プラスチックの分別回収モデル事業について、ここに焦点が入り過ぎちゃって、ほかのところが少し薄くなっているかなという感じが見受けられたのでお話をしたいと思います。

プラスチックについては、第一番目はプラスチックの削減が最も優先だと思うんです。だから拠点回収もやっていると思いますし、先ほど学校での歯ブラシ回収の話も出ていたように、今、企業では環境意識が非常に強くて、何か環境によいことをしていこうという動きもかなり出てきていると思います。そういう中でプラスチックの分別回収モデル事業は統合的な戦略の一つだと思いますので、区民の方々に出すパンフレットに当たっても、まずはそういうことを前提に、プラスチックの分別回収についてどうするかという議論に持っていったほうがいいのではないかと思います。

プラスチックの分別回収においても、先ほど事務局から話がありましたように、リサイクルイコールマテリアルリサイクルというイメージが多分なくなってしまうと思うんです。かつ、コストも皆さんがびっくりするぐらいかかるだろうと思うんです。手間もかかる、あるいはどういうものを分別していいかわからないという、微妙なプラスチックもあると思うんですね。そういうものを検証し、やっぱりそれでもプラスチックの分別回収をやっていくか、やっつかないのか、どういう方法が適切なのかということを検証するために、こういうモデル事業の位置づけを少し明確にしながらやっていると、住民の方も後になって環境意識を高く持ちながら、多少コスト負担をしてもやるべきだという意識になるのか、その辺をいろいろな意見を聞きながら進めていくことが大事なのではないかと思いました。

以上です。

○南部会長 ありがとうございます。では皆さん、次の議事に移りたいと思います。

次は、資料第11号です、脱プラスチック製容器等購入費補助事業について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（村岡） それでは、資料第11号のご説明をいたします。まず、この資料第11号及び第12号につきましては、文京区の令和4年度予算の記者発表の資料として1月31日に公表され、一部修正しておりますが、ホームページにも掲載されている資料です。

まず、文京区では、課題を解決するために重点的に取り組む事業を重点施策という名称で毎年選定しております。令和4年度は、この重点施策として32の事業が選定されておりますが、そのうち、リサイクル清掃課より、この第11号及び第12号の二つの事業が文京区の重点施策となりました。本日は、この二つの事業についてご説明させていただいて、皆様からご意見を受けて、今後の事業展開の参考にさせていただければと思っております。

それでは、まず第11号の脱プラスチック製容器等購入費補助事業についてですが、ぶんきょう食べきり協力店または文京ソコヂカラ登録店舗の飲食店を対象といたしまして、テイクアウト等に使用している容器等をプラスチック製品から環境配慮型の製品に切り替えていただいた場合に、その購入経費の一部を補助するもので、それによってプラスチックごみを削減しようというものでございます。

また、ほかの自治体でも類似の事業を行っているところもありますが、文京区の特徴としては、対象とする店舗をぶんきょう食べきり協力店または文京ソコヂカラの登録店としているところでございます。食べきり協力店というのは、食べ残した料理の持ち帰りや小盛りメニューの提供など、食べ残し対策に取り組んでいらっしゃる飲食店の皆さんに区のほうに登録していただいて、区が食べきり協力店の利用の推進などの普及啓発を行っているところで、現在63店舗登録しています。また、文京ソコヂカラというのは、このコロナ禍で困難に負けずに立ち上がる地域の店舗を応援するためのプロジェクトの総称としておりまして、資料には379としておりますが、現時点で470店舗を超える登録がされております。これら文京区内の飲食店等と連携しながらプラスチックごみ削減に取り組んでいきたいという思いから、対象店舗をこのように設定させていただいたところでございます。

次に内容といたしましては、テイクアウト等に使用しているスプーンやフォーク、ストロー、コップ等プラスチック製容器を環境配慮型に切り替えていただいた場合に1店舗当たり年間上限12万円まで補助するものでございます。

特徴や効果、その他について資料に記載のとおりでございます。

資料第11号は以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。では、この資料について何かご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。

島田委員、どうぞ。

○島田委員 公募委員の島田です。

プラスチックごみの排出削減を狙ったものだと思うのですが、一般廃棄物処理基本計画は家庭で排出されるごみを2.5%削減となっていて、たべきり協力店という事業者からのごみは産廃だと思うので、一般廃棄物と産業廃棄物との兼ね合いがどうなっているのか少し混乱しました。

○事務局（村岡） 一般の区民の方がお弁当などをお店でテイクアウトする場合、お店から排出される分については産業廃棄物になりますけども、それを自宅等に持ち帰って家庭から捨てる場合は家庭ごみになりますので、お店から提供される容器がプラスチックから紙などの環境配慮型に切り替わることで、結果として家庭から排出されるプラスチックごみが削減されるのではないかと考えております。一般廃棄物処理計画では、プラごみを10年間で25%削減するという目標を設定しておりますので、1年間で2.5%ずつ減少させていくという目標に対する取組の一つとして、この補助事業を設定したものでございます。

○南部会長 ありがとうございます。

皆様いかがですか、ほかに。田口委員、どうぞ。

○田口委員 田口です。

プラスチック容器に替えて、紙、木、竹などを素材としたものへとありますが、汁物もあるでしょうから、こういう素材に替えたとしてもビニールコーティングされているものになってしまうということですよ。

○事務局（村岡） 容器を製造しているメーカーに確認したところ、実はこの事業は昨年度実施したかったのですが、そのときはそういった商品を提供する体制が整っていませんでした。しかし需要が増えてきて、汁物に対応している紙容器やレンジに対応している紙容器もありバリエーションが大分増えてきたということで、この事業の実施に至ったところでございます。

○南部会長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

もしよろしければ次にいって、最後にまた少し時間がありますので、そのときにまた思い返して質問があれば、挙手していただければと思います。

では、次の資料に移りたいと思います。資料第12号、家庭用生ごみ処理機等購入費補助事業について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（村岡） 資料第12号のご説明をいたします。こちらも令和4年度の重点施策の一つとして位置づけられている事業でございます。

新型コロナウイルスの影響により家庭から出される可燃ごみの量は増加傾向にございます。平

成30年度までは減少傾向でしたが、令和元年度を境にここ2年連続で前年度のごみ量を上回っている状況でございます。中でも、生ごみの約80%を占めると言われている水分を、家庭用生ごみ処理機及びコンポスト化容器によって蒸発等させていただくことで減量化できるのではないかと考えております。減量化した上でごみを排出していただくことができれば、重量としてごみ量は減ると考えております。そういったことから生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助することによって、ごみの減量化やリサイクルの推進を図っていくものでございます。

なお、この事業につきましては前期、第7期の本審議会委員の皆様からも意見が出されておりました、事業化に当たって参考とさせていただきました。

また、この事業につきましても23区中、10区が既に同様の事業を実施しているところでございます。

内容といたしましては、生ごみ処理機等を購入した世帯に対して、本体及び附属品の購入費用の2分の1、上限2万円までを補助するものでございます。年間30世帯程度の補助を想定しております。

特徴や効果などについては、資料に記載のとおりでございます。

資料第12号は以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。では、この資料につきまして何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 この生ごみ処理機というのは、要するに水分を蒸発させて減量化した上でごみとして出すというものですか。大きいバケツで穴が空いているコンポストを地面に置いて、中に生ごみを入れて土にするというものと、電気で何かして瞬時に土に混ぜて使うものというのがあると思っていたのですが、これは水分を減量化してごみに出すという機械ですか。

○事務局（村岡） はい、そうです。生ごみ処理機には幾つか種類があり、乾燥させるタイプ、ヒーターなど熱源で風を飛ばしたり、熱電で生ごみの水分を蒸発させていくタイプのもの、バイオ式という微生物の働きで生ごみを水と炭酸ガスに分解するような種類のものもありますし、乾燥式とバイオ式のハイブリッド型もございます。基本的には水分を蒸発させて減量化させるというものになります。

○村田委員 今回、補助事業として考えているのは水分を飛ばして減量化するものですね、分かりました。

○事務局（村岡） 今回の補助事業の対象としては、その生ごみ処理機も対象にしておりますが、

コンポスト化容器につきましても補助の対象としておりますので、ご利用を考えていらっしゃる場合はどちらか自分に合ったほうを選定していただきたいと思います。

○事務局（鶴沼） 補足させていただきますと、従前からのコンポストですとか、土や肥料にしていくものというのは、時間と場所が必要なものでして、戸建てのお宅では比較的導入しやすいものの、それでも時間がかかる。

最近、区内でもマンション居住者が多くなってきていますので、こういった家電製品として売られているものであれば屋内でも使えますので、切り替えるというよりは、今まで使いたかったけれども使えなかった方が製品として出てきたので、こういうものであれば協力できるという方のニーズに合わせて今回創設したもので、従前のコンポストはコンポストで継続させていただくつもりです。

○南部会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか、皆さん。

田口委員、どうぞ。

○田口委員 田口です。

私も家でコンポストを使っていますが、たしか文京区で何か補助があると思い見てみたら、コンポストも5台ぐらい年間対象になるぐらい。文京区の人口から考えると少な過ぎる気もして、多分それも使えなかったもので、いろいろインターネットを見ていたら結構な自治体で段ボールコンポストという、段ボールを使った生ごみの処理というかコンポスト化、たい肥化のやり方を推奨しています。補助事業と並行して各家庭で段ボールコンポストを使ったらこういうことができますよというような周知をするのがいいのではと思っています。そうすると、区としてはお金はかからない。その周知のためのお金はかかるかもしれませんが、ぜひ検討していただきたいと思っています。

○事務局（村岡） 生ごみの水切り行動の周知やエコクッキング教室という生ごみ減量対策の普及啓発活動はこれまでも行っておりましたが、この補助事業につきましてもコンポストは確かに今年度は年間5、6件の予算で、開始と同時にほぼ締切りに達してしまうような状況でございました。当初は、もっと数が多かったのですが、年々応募される方が減少してきて、今年度は5、6件というところで、そろそろ事業を終了しようかと思っていたところ、こういったニーズがあるということ踏まえて事業を創設しました。

ただ、段ボールコンポストについては費用もかかりませんし、各自で取り組めるリサイクル活動ですので、先ほどの水切り行動やエコクッキング教室などの周知啓発と合わせて周知を検討していきたいと思っています。

○南部会長 はい、どうぞ、堀口委員。

○堀口委員 堀口です。

近隣の友人たちと一緒に5人ぐらいで、ごみを分別して資源につなげていこうと、水切りから始めて、我が家は本当にごみの量が減りました。皆さんと一緒に知恵を出し合っているのですが、生ごみの80%が水分なのでぎゅっと絞るだけでも違いますし、コンポストを使わなくても乾燥させて、三角コーナーをなくしてしまった友人もいます。やってみると、こんなことでごみって減るのだという実感があり、ただその中でも自宅で生ごみの処理機が欲しいという声も出ていましたから、このような事業が継続されていくということはあるありがたいと思っています。

また、雑がみの仕分けをきちんと行うと本当に可燃ごみが減るということを実感して、これは災害のときなど、きちんと分けてごみを出すということに区民の皆さんの協力があれば、いろいろなときに対応できると思いました。日常のごみのごみでなくなるということ、僅かな期間ですが実感しました。

以上です。

○南部会長 ありがとうございます。ごみダイエット通信やSNSの発信などで、段ボールコンポストの話が載るといいですね。ぜひ、こういうときにご意見いただいて、それが反映できるといいと思います。

では、ひとまず、ここまでで区切りまして、実は時間が来ておりますので、5番目のその他に入りたいと思います。本日の議題は以上ですが、全体を通して何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

どうぞ、武井委員。

○武井委員 武井です。

先ほど谷川委員がファシリテートしてくださったことによって、私ももう一回考え直してみましたけれども、確かにプラスチックの総量を減らすことが、まず第一段階としてあって、その啓蒙も大変必要だと思いますし、早急に進めなくてはいけないと思います。

それから、今回のプラスチック分別回収モデル事業を行うに当たって、プラスチック資源循環促進法の附帯決議で熱回収の最小化に資するものにするというのがあるかと思っておりますので、サーマルリサイクルありきということではなくて、例えば、買取りをしてもらえる事業者を他区の皆さんと協働するとか、これまでのやり方とは違ったことも検討していただきたいと思いました。

以上です。

○南部会長 ありがとうございます。このモデル事業の期間外に審議会の開催の予定はありますか。

多分皆さんすごく関心があるテーマだと思います。このモデル事業については、区民の目線での意見をすごく必要としている事業でもありますので、可能であればもう少し議論を深めていきたいと私も思っているところです。ただ、日程などの都合もありますので、もしこの期間内に審議会があるようでしたら、そこで議論する場を設けて、例えば、この事業が終わった後にアンケートを取ると思いますが、そういったところで意見を反映しながらアンケートも作っていくとか、いろいろな評価の仕方に皆さんの意見をうまく活用できると思いますので、審議会としてはこういうふうに考えていくというか、あるいはこういう場合はこうだよというふうな処方箋を提示するというか、そういった機会があるといいのではないかなと思っています。

○事務局（村岡） 前回お配りしました資料の予定では令和4年10月と令和5年3月に審議会が予定されております。モデル事業の期間が始まる時と終わるときというふうに設定されておりますが、必要に応じて途中経過も含めて報告する機会というのは設けたいと思います。

○南部会長 ありがとうございます。前期ではワーキンググループもありましたので、ぜひご意見いただければ、前向きに検討していきたいと思いますがいかがですか。

○谷川委員 違うことで。

○南部会長 はい、どうぞ。

○谷川委員 先ほど堀口委員さんがおっしゃったところですが、ごみればの23ページを開いていただけないでしょうか。統計資料の2番目のごみの中身について、清掃工場に搬入されたごみ量の42.52%が紙類です。生ごみが20.39%、プラスチックが21.32%。今、プラスチックをどうにか減らしていきましようという議論になっているのと、生ごみを減らしましよう。先ほど、紙ごみを雑紙でも減らしていきましようという話が出てきたと思うんですけども、例えば、紙ごみを3分の1でも、4分の1でも減らすことによって燃えるごみは大きく減っていくというのをアピールしたかったので、少しお話をさせていただきました。よろしく願います。

○南部会長 ありがとうございます。では、ほかにご意見いかがですか。

先に宮本委員、手が挙がりましたのでどうぞ。

○宮本委員 宮本です。

紙ごみですが、やはりごみを減らすというのも一つの目標としてあるわけです。プラスチックを減らすとかいうよりも、埋立地がもう限られているからごみを減らすということです。実際、私は雑紙は全部リサイクルします。例えば、こうやって頂いている資料も必要なくなったら、ごみ箱には入れないんですよ。最近ジュースなどの空き缶の回収容器があります。資源回収ボックス

スと書いてあるんですね、ごみ箱とは書いていないんですよ。だから、ごみというのは言い方がよろしくないのかもしれないです。ごみではなく資源であるということです。本当のごみというのは、例えば、紙に関して言えばちり紙とかはごみです。顔を拭いたとか、掃除に使ったとかいうのは回収できる紙ではないですが、それ以外は資源でありごみではないわけです。そういったことを明確にして、こういう理由だからこれを回収したほうがよいということを誰にでも分かるように分かりやすく指針を示してあげるとよいと思います。

以上です。

○南部会長 ありがとうございます。

田口委員、どうぞ。

○田口委員 前回第1回審議会の後に分厚い一言一句書かれた議事録が送られてきて少し驚きました。それぞれの感覚だと思いますが、紙の議事録が必要だという方もいらっしゃるれば、私なんかはどこかに一つ控えておいて、見たい人が見に行けばいいと思いました。何か法律や条例で決まっているなら仕方がないですが、この人数分要らないのではないかと思いますがいかがでしょう。

○事務局（村岡） 議事録については、この後作成しまして、各委員の皆さんに自分の発言の内容に間違いがないかというのを確認していただく目的でお送りさせていただいております。あわせて、ほかの委員の方がどのような意見をおっしゃったのかとか、そういったところも見ていただければという目的で一式お送りさせていただいております。それを踏まえて、最終的には、区のホームページに公表するので、ご自身が発言されたところだけでも見ていただきたいと思っておりますので、また今回についてもお送りさせていただきたいと思っております。よろしく願います。

○南部会長 印刷したものではなくてデータでもよいという意味でおっしゃいましたか。

○田口委員 別に見なくても、すみません。

○南部会長 なるほど。見ないのは困りますので、ぜひ確認してください。

○田口委員 見ないのは駄目ですか。見ないのは駄目だとしたらデータでもいいです。

審議している内容と真逆のことなので、驚いたというのが正直なところで、現代において方策があるではないかと思っています。

○南部会長 私は、先に確認させてもらうときにはデータでもらうので、皆さんもデータで大丈夫ということであれば、ごみ削減になるのかもしれない。無駄を省けるのはもちろんいいと思いますので、こういったご意見も頂戴しながら改善できるところはしつつ、データでもよいという方は、ぜひおっしゃってください。

では、宇野委員が発言、どうぞ。

○宇野委員 小P連の宇野でございます。

ご説明いただいた資料第10号から12号に共通して言えることなのかもしれませんが、それぞれプラスチックや生ごみの量を減らすことは手段だと思います。ですから、その手段の目的のところをしっかりと強調してアナウンスしていただきたいと思いました。パンフレットもこれから作るということでしたので、目的を分かりやすく伝えていただくと、そのモデル事業に参加する人もそれ以外の区民の皆様へも啓蒙として意味があると思いますので、そこを重点的にやっていただいたほうがいいかと思っています。

というのは、最近うちの小学校で4年生から6年生を対象に、環境教育の中でプラスチックごみについての授業がありまして、海洋汚染など問題があるからプラスチックごみを減らしていかなければいけないという、なぜやらなくてはいけないのかというところから丁寧に説明を受けると、4年生から6年生の児童がそれを家に持ち帰って、逆に親御さんたちにきちんと分別しなきゃいけないんだよとか、そもそも袋などをもらい過ぎないようにしなきゃいけないとか話して、行動の変化にもつながりやすいというのがご家庭の意見として出ていましたので、その辺りを踏まえていただけるとよろしいかと思ったところです。

以上です。

○南部会長 貴重なご意見です、ありがとうございます。

では、ひとまずここで閉めさせていただきます。事務局から今後の日程等のご連絡ありましたらお願いいたします。

○事務局（村岡） 事務局から今後の日程について、ご報告申し上げます。次回、第3回審議会につきましては、6月の下旬とご案内させていただいたところでございますが、日程が決まりましたので口頭で申し訳ございませんがご報告申し上げます。次回、第3回は6月29日水曜日となりまして、1日かけて施設見学会を予定しております。資料ができ次第お送りさせていただきますが、6月29日は朝から夕方までご予約置きいただければと思います。

詳細なスケジュールはまだ固まっておりますが、現段階での予定を申し上げますと、午前中に中央防波堤埋立処分場、最終処分場の見学に参ります。不燃ごみ処理センターなどの見学を予定しております。住所としては江東区ですが、午後は足立区に移動して、びんやかん、ペットボトルの中間処理施設の見学を予定しております。

移動につきましては、大型バスを貸し切って移動してまいります。普段めったに見学したり立ち入ったりすることができない施設でございますので、この機会にご参加いただきますと、ごみ

やりサイクルに対する概念が変わるのではないかと考えておりますので、ぜひご参加いただければと思います。繰り返しますけれども、6月29日水曜日は施設見学会を予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の状況により中止になる場合がございますが、その際は改めてご連絡させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○南部会長 ありがとうございます。今日の議事録については、いかがでしょうか。

○事務局（村岡） 議事録につきましては作成後、委員の皆さんに紙で送付して確認していただくということにしておりましたが、メールアドレスを教えてくださいましたら、そちらにデータでお送りさせていただきたいと思っておりますので、もしご希望の方がいらっしゃいましたら、この後、メールアドレスをお教えください。

○南部会長 また修正、追加等あればというところで。

○事務局（村岡） そうですね、はい。

○南部会長 修正は会長一任でよろしいでしょうか、皆さん、よろしいですか。

ありがとうございます。では、何かありましたら、私のほうで最後確認させていただきたいと思いますが、その前に皆さんもぜひ一読していただいて、確認していただけるとありがたいと思います。

今日は時間を超過してしまいまして大変申し訳ありませんでした。次回はもう少しスムーズに進行できるように頑張りたいと思います。皆さんにお聞きしたいのですが、プラごみの一括回収という話について、もしこの審議会以外で少しワーキンググループをするというようなことになったときに、追加的な審議に参加してもいいと思う方はどれぐらいいらっしゃいますか。

ありがとうございます。大多数が賛成ということで前向きに検討したいと思っております。よろしくお願いたします。

では、長くなってしまいまして本当に申し訳ありませんでした。今日はこれにて閉会とさせていただきます。今日もどうもありがとうございました。

午後4時47分 閉会